

平成29年（ネ）第373号 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求控訴事件

一審原告 中島 孝 外

一審被告 国 外1名

## 控訴審準備書面（被害8）

（1審被告東京電力準備書面(1)に対する反論）

2019（令和元）年9月9日

仙台高等裁判所第3民事部 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁 護 士 安 田 純 治 外

## 内容

第1 一審原告らの主張の要旨.....	3
第2 社会的事実に基づく主張.....	4
1 2011（平成23）年3月11日～4月末日までの間の生活基盤の破壊を示す社会的事実.....	4
（1）はじめに.....	4
（2）2011（平成23）年3月11日～3月17日まで.....	4
（3）2011（平成23）年3月18日～3月24日.....	5
（4）2011（平成23）年3月25日～3月31日.....	7
（5）2011（平成23）年4月1日～4月7日.....	8
（6）2011（平成23）年4月8日～4月30日.....	11
（7）3月11日～4月30日までの社会的事実に関する小括.....	14
2 2011（平成23）年5月から同年9月までの間の初期の被害実態の継続を示す社会的事実.....	17
（1）2011（平成23）年5月.....	17
（2）2011（平成23）年6月.....	20
（3）2011（平成23）年7月.....	22
（4）2011（平成23）年8月.....	23
（5）2011（平成23）年9月.....	24
（6）一審被告東京電力の主張に対する反論.....	26

## 第1 一審原告らの主張の要旨

一審被告東京電力は、自主的避難等対象者において、概ね2011（平成23）年4月22日頃までには、自らの置かれている状況や客観的な危険の状況について冷静に判断するに足りる情報提供はなされるに至っていると評価することができる」と主張する（一審被告東京電力準備書面(1)第2・2(7)・30p）。

しかしながら、一審被告東京電力の主張は、本件事故に関する社会的事実の一部のみを取り上げて本件事故被害の実相から目を背ける不当な主張である。

本件事故発生からおよそ半年間は、本件事故の状況、放射性物質の飛散状況、そして各地の汚染実態に関する事実の情報が極めて不十分な状態にあった。得られている情報について住民への公表時期が遅れたことや行政も混乱し適時に対応ができない状況も重なり、一審原告らは、十分な放射線防護対策を講じることができないまま本件事故以前の放射線レベルをはるかに超える放射能汚染へのばく露を余儀なくされ、身体的侵襲（外部被ばく及び内部被ばく）を受けた。

そして、これらの初期被ばくに加え、放射性物質が同時に広範な住環境全てを汚染してしまったために、住民はさらに被ばくが続けば深刻な健康影響が生じるのではないかという強い恐怖あるいは不安感にとらわれ続けた。この期間はまだ、汚染実態や被ばくによる健康影響に関する不十分な情報が錯綜したことも原因し、家庭、地域、就学及び職業等のあらゆる面で大きく制約された生活を送らざるを得なかった。このような深刻な被害は、少なくとも本件事故から半年間は続いていた。

本準備書面では、一審被告東京電力の主張する2011（平成23）年4月22日頃を賠償の終期とすることは、何の備えもないまま放射性物質が福島県全体及びその周辺に同時に降り注ぎ、大気、水、土壌を汚染した本件の被害の実態からまったく合理性に欠けるものであること、原判決が認定した2011（平成23）年3月、4月の上記初期段階の被害の被害実態は同年8月までは継続していたことを主張する。

## 第2 社会的事実に基づく主張

### 1 2011（平成23）年3月11日～4月末日までの間の生活基盤の破壊を示す社会的事実

#### （1）はじめに

本項では、一審被告東京電力準備書面（1）第2・2（新聞報道による本件事故発生後の住民に対する情報提供の状況について）の反論として、2011（平成23）年3月11日～4月末日までの報道資料をもとに社会的事実を主張する。

#### （2）2011（平成23）年3月11日～3月17日まで

##### ア 広域避難の検討を促す専門家の意見（3月16日）

本件事故発生直後の報道は、社会的混乱の極致を伝えるものであった。

原発に詳しい技術評論家桜井淳氏の話として、「政府、東京電力も内部の状況が分かっておらず、既に燃料の大半が解けるメルトダウン（全炉心溶融）が起きている可能性もある。大爆発を起こす危険性があり、大量の放射性物質が飛散すれば、最低でも半径五十キロ圏内の住民を避難させる必要が出てくる。避難には時間がかかる。政府は早く決断すべきだ」と報道され、吉岡齊九州大大学院教授（科学技術史）の話として、「チェルノブイリ、またはそれに準ずる対策が必要だ。三十キロ屋内退避ということだが、百キロ圏、首都圏でも避難を検討すべきではないか。」と報道されていた（甲C334・新聞①）。

以上のとおり、2011（平成23）年3月16日、複数の専門家の意見として、広域避難の検討が必要であることが報道されていた。

##### イ 政府及び東京電力の事故対応に対する厳しい批判（3月17日）

政府の本件事故対応は失態であり、危機管理が後手に回っていると厳しい批判がなされている。すなわち、官邸は当初、東電の情報を信頼し依拠していた。菅直人首相は、3月11日、震災発生後初の記者会見で「一部の原子力発電所

が自動停止したが、外部への放射性物質等の影響は確認されていない」と発表。枝野幸男官房長官はその後、会見で「大規模な爆発が起こる可能性は相当低い」と明言したにも関わらず、本件事故が発生した。菅政権が刻々と変化する現場の状況を正確に把握できずに、甘い見通しを発信、結果的に「政府は大事なことを隠しているのではないか」との不信感を招いていると政府の対応が酷評されている（甲C334・新聞②）。

東京電力の本件事故対応は、大惨事を矮小化するものであると厳しい批判がなされている。すなわち、建屋の「爆発」は、「大きな音があり白煙が発生した」と言い換える。異常事態が止まらない福島第一原発で、東京電力は未曾有の大惨事に直面しても、事態を矮小化しようとするかのような説明を続けていた（甲C334・新聞②）。

政府及び東京電力の事故対応について、避難している住民は「説明が分かりにくい」「東電や国が何をしているのか見えない」と口をそろえ、「住民の不安をあおるばかりだ」と憤りを感じていた（甲C334・新聞②）。

ウ 本件事故直後は専門家から広域避難の検討を促す意見が出されており、政府及び東京電力の事故対応に対して厳しい批判が出されていた。

### **(3) 2011（平成23）年3月18日～3月24日**

ア 原乳・ホウレンソウが出荷停止となったこと（3月23日）

本件事故による影響で、福島県原乳とホウレンソウが出荷停止となったのを受け、県内の酪農、農業関係者は3月22日、国と東京電力への怒りと将来への不安に震えたと報道されている（甲C334・新聞③）。

二本松市岳温泉の酪農家（62歳）は、「朝晩二回、搾らなければ乳が張って病気になる。大事に育てた牛から搾った乳を無駄にするなんて」と述べ、妻（61歳）とともに無念さをにじませた（甲C334・新聞③）。

約十アールでホウレンソウのハウス栽培をしている中島村二子塚の農家（70歳）は、3月22日、「死活問題だ」と顔を曇らせた。同人は、「放射性物質

は目に見えないから始末が悪い」と憤りながら、「自分が作った野菜は安全だと信じているが、ホウレンソウ以外にも出荷停止が広がることが一番怖い」と述べた（甲C334・新聞③）。

イ 出荷停止対象外の野菜等の返品が相次いでいたこと（3月23日）

政府が暫定規制値を超える放射性物質を検出した農産物を出荷停止したことに伴い、福島県産の農産物の安全性に対する消費者の信頼が地に墜ちた。福島県など四県産では出荷停止となったホウレンソウとカキナ以外の野菜でも返品が相次ぎ、投げ売りもみられると報道されている（甲C334・新聞④）。

市場内では出荷停止の対象外である茨城県産のチンゲンサイや小松菜の箱も、なかなか買い手が見つらず、山積みになっていた。業者は「茨城県産と書いたら売れない。チンゲンサイは通常は一箱八百円だが、七円で業務用に引き取ってもらった」とこぼす（甲C334・新聞④）。

ウ 政府が福島県産葉物野菜等に摂取制限を指示したこと（3月24日）

首相は、3月23日、福島県産のホウレンソウ、キャベツなど葉物野菜やブロッコリーを食べないように求める「摂取制限」の発動を指示した。東日本大震災による福島第一原発の放射性物質の拡散は、食の安全性を脅かし、暮らしに影響し始めた。福島県は、3月23日、市町村、JAなどを通して、県内の生産者と消費者に県内で産出されたキャベツやブロッコリーなど主な五十品目の野菜の出荷と摂取を控えるよう要請した（甲C334・新聞⑤）。

摂取制限について、放射性物質の濃度は予想以上であり、3月23日未明まで及んだ専門家を交えた政府の対策会議では、福島県産の野菜を、すべて出荷停止する案まで一時検討されたと報道されている（甲C334・新聞⑥）。

エ 2011（平成23）年3月18日～3月24日の期間は、本件事故の放射性物質の拡散が、食の安全性を損ない、そのことが人々の日常の食生活に影響を与え始めた時期である（甲C334・新聞⑤）。

#### (4) 2011(平成23)年3月25日～3月31日

##### ア 政府の初動ミスに対する厳しい批判(3月28日)

経済産業省原子力安全・保安院が、震災当日の3月11日夜、本件事故に関して、3時間以内の「炉心溶融」を予測していたことが3月27日、分かった。また翌12日未明には放射性ヨウ素や高いレベルの放射線を検出、原子炉の圧力を低下させる応急措置をとる方針が決まったが、実現するまでに半日も要したと報道されている(甲C334・新聞⑦)。

応急措置が遅れた理由は、「菅直人首相は(3月)十二日早朝、原子力安全委員会の班目春樹委員長と予定通り現地を視察。政府与党内からは、溶融の兆候が表れた非常時の視察敢行で、応急措置の実施を含めた政策決定に遅れが生じたとの見方も出ている。」(甲C334・新聞⑦)と報道されている。

この首相による現地視察については、「性急な現地視察という間違った『政治主導』が目の前に迫る危機への対応を滞らせ、首相と補佐役の専門家の間に、あってはならない不信感が横たわる。危機管理システムが人的要因で機能せず、『有事なのに平時の対応をしている』(与党関係者)のが、今の政権中枢の実態ではないのか。もはや人災と言ってもいい。世界が注視する『フクシマの核危機』を乗り越えられるのか。首相に猛省を促したい。」と厳しい批判がなされている(甲C334・新聞⑧)。

##### イ 東京電力が事故情報につき誤報を頻発していること等への批判(3月28日)

「放射性物質を吐き出し続ける原発の封じ込め作戦は好転せず、『国家管理』下に置かれ社会へのリスク情報提供で機能不全を見せる東京電力。(3月)二十七日にはタービン建屋地下の放射性物質の濃度を『通常の原子炉の水の約一千万倍』と発表後、『評価を誤った』と訂正。福島第一原発の事故では、発表されるデータの信頼性に疑問符がついたり、訂正されたりするケースが(3月)二十七日にかけ相次いだ。」と報道されている(甲C334・新聞⑨)。

「こうした疑念に答えるべき清水正孝社長は(3月)十三日に一度会見した

だけで、(3月)十六日から数日間は体調不良で統合本部を空席にしていた。しかし(3月)二十七日までそのことを明かさず、会見では『本部で陣頭指揮を執っている』。(3月)二十一日から会見をしている武藤栄副社長は『一日も早い安全確保に取り組む』とメモを読み上げるばかりだ。トップ不在を大きく扱う欧米メディア。『東電は世界にも背を向けた』(外資系企業幹部)との見方が世界で広まる。ある経営コンサルタントは社長の不在が現場の苦労を台無しにし、東電を窮地に追い込んでいると指摘」と報道されている(甲C334・新聞⑨)。

ウ 2011(平成23)年3月25日～3月31日の時期は、政府の事故対応の誤りが本件事故を拡大させた可能性を指摘する報道、東京電力が事故情報について誤報を頻発していることへの批判、東京電力のトップ不在で事故対応が行われていることへの批判がなされていた時期である。

#### (5) 2011(平成23)年4月1日～4月7日

ア 被ばくによる不安から看護師・保健師の派遣が少なかったこと(4月4日)

厚労省は地震直後、日本医師会、日本看護協会などの医療関係組織や自治体に人員派遣を要請。これを受け、保健師は事務職員らと3、4人のチームで被災地入りした。だが、3月27日時点で活動していたのは岩手県で35チーム、宮城県で76チームだったのに対し福島県では2チームだった。佐藤雄平知事が細川律夫厚労相に「人手が足りない」と直訴し、同省は再度の要請に踏み切った。福島県によると、この要請以降、17自治体から派遣申し出があった。ただ、申し出の際には本件事故をめぐる懸念も伝えられた。『『本当に安全か』と聞かれたり、派遣先を原発から遠い地域にするよう頼まれたりした」と担当者は明かす(甲C334・新聞⑩)。

看護師の派遣も少ない。4月1日時点で岩手県27人、宮城県47人に対し福島県は2人。福島県の別の担当者は「十市町村から看護師派遣を要請されているのに」と嘆く。厚労省の担当者は「保健師と看護師は大半が女性。妊娠な



どへの影響を考え、慎重だったのではないかと推測。福島県で被災者支援に携わった関東地方の精神科医は「現地ではやはり気になった。不安になるのは医療関係者も同じ」と話した（甲C334・新聞⑩）。

看護師・保健師が、被ばくの不安から福島県の滞在を避けることは、住民からすれば、放射線に一定の知識があると思われる医療関係者も福島県の滞在を避けるほど放射線被ばくの健康影響の問題が深刻であると認識する事実である。

#### イ 放射性物質を含む汚染水の排出と漁業関係者の怒りの声（4月6日）

東京電力は、4月5日、高濃度汚染水の保管先の確保や、重要な設備の水没を防ぐ目的で、集中環境施設や5、6号機の建屋周辺の井戸にたまった汚染水を海に放出する作業を続けた。東京電力は、海に流すのは「低レベル」の汚染水で、魚などを食べ続けても人体への影響は小さいとしているが、含まれる放射性物質の濃度は、最大で法令で定められた濃度基準の500倍である（甲C334・新聞⑪）。

この汚染水の放出に対し、福島県内の漁業関係者は、東京電力や国への不信感を強めた。福島県漁業協同組合連合会（県漁連）の抗議文は「（汚染は）低レベルとはいえ、漁業者は不安を募らせている」などとし、清水正孝社長に対して放出の停止を強く要求。県漁連によると、東京電力から放出のファクスが届いたのは、放出が始まる2時間余り前の4月4日午後5時すぎで、これに対する反発も渦巻く。県漁連は、4月5日までに、東京電力に対して抗議文を出し、放出停止を要請した。野崎哲会長は「謝罪の言葉が一言もない。漁業者を愚弄するもので、断じて許せない」と憤った（甲C334・新聞⑫）。

#### ウ 福島県知事が国、東京電力に裏切られたと意見を述べたこと（4月7日）

佐藤雄平福島県知事は、本件事故の認識を問われ、「国、東電は『原発は何重にも安全策を取っている』と繰り返し何度も言い続けてきた。十万人以上の避難者や、毎日放射線量を気にしながら生活している県民を思うと、裏切られ

た、そんな気持ちでいっぱいだ」と述べ、国と東電の対応を問われると、「東電は『想定外』という言葉を使ったが、想定外では済まない。国や東電に、安全対策を進める意識が希薄だった。県民の怒りや不安は極限に達している。現場の社員は死力を尽くしている中で、本店での記者会見は遠くに見える。地元の切羽詰まった雰囲気伝わっているのか疑いたくなる。収束の兆しが見えないことに憤りを感じる」と述べ、本件事故による風評が福島県内の産業に与える影響について問われると、「気が遠くなるような被害になると思う。国策で進めている原子力政策だから、国は特別立法で再生のために全力を尽くすべきだ」と述べた（甲C334・新聞⑬）。

エ 会津地域の観光・商工業者に大打撃が発生したこと（4月7日）

会津若松商工会議所によると、3カ月先まで会津若松市の芦ノ牧温泉は予約客の95%に当たる約5万7000人、東山温泉も6万人近くがキャンセルになった。福島県内で福島第一原発から最も遠い檜枝岐村ですら「民宿は風評被害で予約がほとんど入らない」と檜枝岐村商工会長は嘆く。商品出荷への影響も大きい。福島県商工会連合会会津広域指導センターには、「福島県の商品は販売を見込めない」と納入先から一方的に返品された例が報告された。出荷先が被害に遭い、契約がストップになった事業所もある。さらに自粛ムードは飲食業を直撃している。「売り上げは十分の一」「震災後は予約がない」などと会津広域指導センターに悲痛な相談が寄せられた（甲C334・新聞⑭）。

オ 2011（平成23）年4月1日～4月7日の期間は、被ばくによる不安から看護師・保健師の派遣が少なかったこと、東京電力により汚染水の海洋放出がなされ、これに対する漁業関係者の怒りが高まり、福島県知事が国と東京電力に裏切られたと強い不信感を露わにし、会津地域の観光・商工業者に大打撃が発生したことが明らかになった時期である。

本件事故による被害が拡大の一途をたどり、福島県知事が国と東京電力に裏切られたと公言するほど、国と東京電力への信頼が失墜していたことが明らか

となっている。

(6) 2011(平成23)年4月8日～4月30日

ア SPEEDIが役に立たなかったこと(4月19日)

本件事故で、放射性物質の拡散予測の切り札とされた「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)」が役に立たなかったことが4月18日明らかになった(甲C334・新聞⑮)。

SPEEDIは、原子力安全委員会が原子力施設の防災活動を定めた「防災指針」の関連指針で「大気中に放出された放射性物質の拡散の状況と予測放射線量を迅速に計算して、国および地方公共団体の防災対策に寄与する」と位置付けられている。しかし、本件事故で、拡散の試算結果を公表したのは3月23日と4月11日の2回だけ。放射性物質が拡散した後の実測値を基に、既に放出された量と分布を試算したもので、将来の予測はできなかった。原発が電源を失い、予測に必要とされた原子炉や放射性物質に関する情報が入手できなかったことがその理由だった。(甲C334・新聞⑮)。

3月23日に初めてSPEEDIの試算結果を公表した際、班目委員長は「こんなことを発表するとかえって社会的混乱を引き起こすのでは。ためらうところがあった」と発言した。情報を受ける国民への不信が透けて見えた。吉岡齊九州大教授は「拡散試算図があるなら多少信頼性に欠けても、説明を尽くし積極的に公表すべきだ。国民は理解できないと決めつけ公表しないのは、原子力行政への批判を恐れているからだ」と指摘した(甲C334・新聞⑮)。

イ 学校の屋外活動制限の対象となった13校・園の保護者説明会で不安の声が相次いだこと(4月22日)

福島県教委と文部科学省は、4月21日、放射線量の暫定基準値(毎時3.8マイクロシーベルト)を上回り屋外活動制限をしている13校・園の保護者らを対象にした説明会をスタートした。保護者から不安の声が相次いだ。「校庭の土を全部入れ替えて」「指針を出す時期が遅すぎる」。保護者ら約400人

が出席した同日午前の説明会は30分予定の質疑応答の時間が2時間半を超えた。福島三小に2人の息子を通わせる主婦（37歳）は「安心できる材料はなかった。安全な地域に子どもを通わせることも考える」と憤った（甲C334・新聞⑰）。

ウ 福島県知事が東京電力清水正孝社長に対し県民の思いを代弁したこと（4月23日）

「福島県の損失は計り知れない。悔しい思いでいっぱいだ」

東京電力の福島第一原発事故発生から40日余の22日、清水正孝社長を出迎えた佐藤雄平知事。故郷を離れ不自由な避難生活を送る県民の無念の思いを涙ながらにぶつけ、事故の早期収束を強く要請した（甲C334・新聞⑱）。

佐藤知事は一枚の新聞記事のコピーを手に会談に臨んだ。全国各地に避難した富岡町の中学生7人が、故郷に必ず戻る一との決意を携帯電話のメールで交わしたエピソードを伝える福島民報の4月21日付の記事だ（甲C334・新聞⑲）。「読んでほしい。県外に六千人もの子どもたちが避難し戻りたがっている。私は知事になってから、学校教育に全力を注いできた。それが一瞬のうちに消えた。この気持ち分かってもらえるか」。一筋の涙が、頬を伝う。胸の中にためこんでいた気持ちがせきを切ったようにあふれ出る。南相馬市の老夫婦に「家畜が死んだ」と泣きながら抱き付かれた体験、一回1500円のコインランドリー代を、やっとの思いでひねり出す避難所の主婦の窮状などを紹介した。「被災者の気持ちが分かっているのか疑念を持つ」と声を震わせ、放射線の不安が広がる県内に滞在して、県民感情を少しでも理解するよう迫った（甲C334・新聞⑳）。

エ 郡山市教委が85校の小中学校で屋外活動制限の実施を決めたこと（4月26日）

郡山市教委は、文部科学省の放射線量再調査で基準値を下回り、屋外活動を制限する必要がない85小中学校について、5月から体育などの屋外活動は一

日一時間以内、部活動は一日二時間以内とする措置を決めた。さらに全校で、校舎の窓ガラスや昇降口など建物周辺を水洗いし除染する（甲C334・新聞⑱）。

オ 福島県内の旅館・ホテルのキャンセルが68万人に及ぶことが判明したこと（4月26日）

福島県内の旅館・ホテルの宿泊予約をキャンセルした客は、本件事故以来、延べ約68万人で、被害金額は74億円に上ることが、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合の調査で4月25日、分かった。組合は少なくとも秋まで新規予約が見込めないとみている。組合によると本件事故後、5月の大型連休までの予約が解約されるようになった。4月17日に東電が原子炉安定までの期間を6～9カ月と発表すると、解約は秋の行楽シーズンまで拡大。観光客の予約はほぼなくなった（甲C334・新聞⑳）。

いわき市の温泉地の旅館には原発事故直後から毎日二十件程度の解約の連絡が入った。経営者は「放射能が怖いと言われた。今後、客は来るのか」と危機感をあらわにする。宿泊客の大幅減少は、土産物や食材、クリーニングなどの納入業者の経営も圧迫しているという（甲C334・新聞㉑）。

カ 福島県への放射線相談件数が1万件を超えたこと（4月26日）

福島県が本件事故を受けて開設した「放射線に関する問い合わせ窓口」への相談件数は、4月26日までに1万件を超えた。「子どもに母乳を与えても大丈夫か」「放射能がうつると他県でいじめられた」など涙ながらの訴えが連日、電話越しに響く。「子どもを外で遊ばせても大丈夫か」。矢吹町の三十代の女性は電話口で声を震わせた（甲C334・新聞㉒）。

窓口は、放射線量の調査結果などが発表されるたびに、3回線ある電話がパンク状態になる。相談で最も多いのが健康に関する問い合わせで、全体の3割以上を占める（甲C334・新聞㉓）。

県北地方の60代の女性は毎日、他県に避難した娘家族を思い浮かべる。「放

射能がうつると、いじめに遭っている」との連絡を受けたためだった。「何とかならないのか」と、すぎるような思いで相談員に対応を求めた。「放射線が目に見えないだけに疑心暗鬼になっている。心の底から安心してもらうまでにはなかなか至らない」と窓口の責任者は打ち明ける（甲C334・新聞㉑）。

キ 内閣官房参与が、学校の屋外活動制限の基準値が高すぎることに抗議し、辞任したこと（4月30日）

内閣官房参与の辞任を発表した小佐古敏荘東大大学院教授は、放射線安全学の専門家である。菅直人首相は東日本大震災発生後、東京電力や内閣府の原子力安全委員会などへの不信感から、専門家6人を内閣官房参与として迎えた（甲C334・新聞㉒）。

小佐古敏荘東大大学院教授は、辞任会見で以下の内容を述べた。

原子力災害対策も他の災害と同様、法律や指針、マニュアルにのっとなって進めるのが基本だ。（首相）官邸および行政機関はそれを軽視し、その場限りで臨機応変の対応を行い、事態収束を遅らせているように見える。とりわけ原子力安全委員会は、法に基づく手順遂行、放射線防護の基本に基づく判断に欠けたところがあるように見受けた。（SPEED I）が、法令に定められている手順通りに運用されていない。結果も迅速に公表されていない。福島県の小学校などの校庭利用基準が年間20ミリシーベルトの被ばくを基礎に毎時3.8マイクロシーベルトと決まったのが、間違いだ。20ミリシーベルト近い被ばくは、約8万4000人の原発の放射線業務従事者でも極めて少ない。この数値を乳児、幼児、小学生に求めることは、学問上の見地からも、私のヒューマニズムからも受け入れ難い。この数値の使用に強く抗議し、見直しを求める（甲C334・新聞㉓）。

#### （7）3月11日～4月30日までの社会的事実に関する小括

ア 本件事故発生直後から2011（平成23）年4月30日までの報道された範囲で把握される社会的事実、国と東京電力の本件事故対応への批判や不信

感が増大していったこと、生活の基盤を破壊するほど深刻な本件事故被害が次々と発生したことによる本件事故被害者の精神的苦痛及び住民らの被ばくによる健康影響に強い恐怖・不安という精神的苦痛を受けたことを明らかにするものである。

イ 政府及び東京電力の事故対応に対する厳しい批判（3月17日、新聞②）、政府の初動ミスに対する厳しい批判（3月28日、新聞⑦、⑧）、東京電力が事故情報につき誤報を頻発していること等への批判（3月28日、新聞⑨）、福島県知事が国、東京電力に裏切られたと意見を述べたこと（4月7日新聞⑬）、SPEEDIが役に立たなかったこと（4月19日、新聞⑮）、福島県知事が東京電力清水正孝社長に対し県民の思いを代弁したこと（4月23日、新聞⑯⑰）からは、福島県知事を含め本件事故被害者が国と東京電力の本件事故対応に対する批判や不信感を日々増大させていったことが理解できる。

ウ 広域避難の検討を促す専門家の意見（3月16日、新聞①）、原乳・ホウレンソウ出荷停止（3月23日、新聞③）、福島県産葉物野菜等に摂取制限がなされたこと及び食の安全が損なわれるようになったこと（3月24日、新聞⑤、⑥）、被ばくによる不安から看護師・保健師の派遣が少なかったこと（4月4日、新聞⑩）汚染水の海洋放出によって海洋汚染の深刻さが増したこと（4月6日、新聞⑪、⑫）、会津の観光・商工業が壊滅の危機に瀕していること（4月7日、新聞⑭）、福島県内の旅館・ホテル業の壊滅的被害（4月26日、新聞⑳）等、住民らの生活の基盤を破壊するほど深刻な本件事故被害が次々と現実には発生していったことによる住民の平穏に生活するための基盤が破壊されたことを明らかにするものである。

エ 学校の屋外活動制限の対象となった13校・園の保護者説明会で不安の声が相次いだこと（4月22日、新聞⑰）、郡山市教委が85校の小中学校で屋外活動制限の実施を決めたこと（4月26日、新聞⑱）、福島県への放射線相談件数が1万件を超えたこと（4月26日、新聞㉑）は、住民らの被ばくによる

健康影響に強い恐怖・不安という精神的苦痛を受けたことを明らかとするものである。

オ 本件事故発生直後から2011（平成23）年4月30日までの社会的事實は、一審原告らを含む本件事故被害者が、包括的生活利益としての人格権侵害を極めて深刻な程度に受けていたことを明らかにするものである。

一審被告東京電力は、一審被告東京電力準備書面（1）において、避難指示等対象区域外での放射線被ばくと健康影響に関する科学的な知見についても繰り返し報じられていること等を主張しているが、内閣官房参与が、学校の屋外活動制限の基準値が高すぎることに抗議し、辞任したこと（4月30日、新聞②）という社会的事實は、一審被告東京電力の主張する科学的な知見なるものに反対する有力な科学的な知見である。

本件事故発生当時、上記イのとおり、政府及び東京電力に対する不信感は極限まで達しており、内閣官房参与という自らの職責を辞し、学者の良心にかけて、涙ながらに屋外活動制限の基準値が高すぎると述べる専門家の意見は、住民の事故被害者の健康被害を受けるのではないかという深刻な危惧感に客観的根拠を与えるものであった。

一審被告東京電力は、自主的避難等対象区域の住民において、概ね4月22日頃までには、自らの置かれている状況や客観的な危険の状況について冷静に判断するに足りる情報提供はなされるに至っていると評価することができる。と主張するが、本準備書面で主張した社会的事實及び控訴理由書等これまでに主張した社会的事實を踏まえれば、本件事故被害者はむしろこれまでに体験したことの無い深刻な被害が次々と発生し、生活の基盤を毀損され、被ばくによる健康影響も日々増大させていったのが実態であり、2011（平成23）年4月22日頃が賠償の終期という主張は何らの合理性もない不当なものである。



## 2 2011（平成23）年5月から同年9月までの間の初期の被害実態の継続を示す社会的事実

### (1) 2011（平成23）年5月

ア 2011（平成23）年5月の新聞報道（甲C248・新聞1乃至新聞9。以下、本項の新聞【数字】で引用する証拠は全て甲C248号証を指す。）からは、学校の屋外活動制限の基準値が高すぎることへの異論が相次いでいたこと、基準値設定に関する政府の対応に批判が高まっていたこと、それらにより住民らは被ばくに対する強い恐怖・不安を感じていたこと、屋外活動制限の基準値以下の学校でも活動制限が行われていたことが分かる。

イ 2011（平成23）年4月29日、内閣官房参与の小佐古敏荘東大大学院教授が、辞任する際に放射線基準の厳格化を求めた（新聞1）。

国際放射線防護委員会（ICRP）の基準に疑問を唱える医師や科学者が各国で増えている。高い被ばく線量の健康影響は分かっているが、比較的低い線量の長期的影響は不明な点が多くさまざまな病気につながる懸念がある（新聞5）。

「放射線には、これ以下なら安全というしきい値はない。子どもが二〇ミリシーベルト被ばくすれば、二百人に一人の割合でがんが増える恐れがある」米国の民間組織「社会的責任のための医師の会」（PSR）のアイラ・フェルファンド元会長は4月末、米ワシントンで開いた記者会見で、日本政府の対応を批判した（新聞5）。

欧州議会の環境グループによって設立された欧州放射線リスク委員会（ECRR）は「ICRPの基準は、過去に起きた原子力事故後に白血病などが多発したことを反映していない。明らかに欠陥がある」と異議を唱える。ICRPは、体内に入った放射性物質による内部被ばくを考慮していないという（新聞5）。

3月31日付の英科学誌ネイチャーは論説記事で「低線量被ばくが循環器病

や乳がん、その他の病気の危険性を高めることを示唆する複数の研究がある。この点を明確にするために、大規模な研究を進める必要がある」と訴えている（新聞5）。

国内外の専門家からも国の基準に異論が相次いでいた（新聞7）。

ウ 屋外活動制限の基準値設定に関する政府の対応に批判が高まっていた。

2011（平成23）年4月30日、内堀雅雄福島県副知事は、小学校などの屋外活動を制限する放射線量の基準について、国が説明責任を果たすよう官房副長官に申し入れた（新聞1）。

内堀副知事は、「意見があちらこちらから出てきて困惑している。県民は何を頼りに安全、安心を実感していいのかわからない」と申し入れの理由を説明した（新聞1）。

福島県議会は、2011（平成23）年5月2日、学校放射線量の暫定基準値をめぐる、福島県民の不安を増幅させたとして国に抗議し、屋外活動が制限される目安を毎時3.8マイクロシーベルトとした根拠や決定過程などを分かりやすく説明するよう緊急要請した（新聞2）。

福島民報社の論説では、「腹立たしいのは、使用制限の基準値設定をめぐる混乱だ。菅直人首相は基準値を厳しくすると表明した後に、現状を維持する考えを示すなど説明に一貫性を欠く、子どもや学校を振り回す醜態はこりごりだ。」（新聞4）と批判がされていた。

エ 2011（平成23）年5月時点においては、一審被告東京電力が主張する被ばくと健康影響に関する科学的知見なるものよりも、より危険であるとする別の科学的知見の方が、住民らにとって信用に足る有力な見解であった。

「原発近隣の自治体より高い学校もあるじゃないか」。福島県災害対策本部が実施した放射線量調査を終えた4月7日、福島県の関係者は表情を曇らせた。調査対象は原発から半径20キロ圏を除く県内全域の教育施設。「われわれの知識では積算放射線量の子どもへの影響まで予測することはできない」。担当

職員は現状を説明し、唇をかむ。「もう学校は始まっている。いつになったら国は安全基準を示すんだ」。調査結果が出る前から、福島県は再三、政府に学校生活が可能で線量の目安を示すよう求めていた。国がようやく屋外活動制限基準を発表したのは4月19日。新学期が始まってから2週間近くがたっていた。基準は一年間の被ばく限度を20ミリシーベルトとして計算されていた。6日前の4月13日、原子力安全委員会の一部委員は年間被ばく限度を10ミリシーベルトとして、登校の可否を判断すべきと発言、翌日、文部科学相の高木義明が、20ミリシーベルトに軌道修正した。政府内部にぶれが見えた。しかし、線量データへの対応ができずにいた県教育庁学校生活健康課長は「屋外滞在を一日八時間と仮定しており、十分に安全を担保した基準」と理解した。「これで対策がとれる」。しかし、不安は解消されなかった。「年間20ミリシーベルトを子どもたちに求めることは受け入れがたい」。4月29日に内閣官房参与を辞任した東大大学院教授の小佐古敏荘の発言は波紋を広げた。「あの日から恐怖がせきを切ったように出始め、大きなうねりになってきた」。郡山市の田村町つつみ幼稚園長（70歳）は、子を持つ親たちと接する中でそう感じた。「子どもの疎開や学校閉鎖を避けるために基準を甘くしている」「年間20ミリシーベルトは計画的避難区域となった飯舘村の年間積算線量予測と同じだ。」…。次々に基準への疑念と政府への不信が沸き上がる。「いったい安全なのか、危険なのか」。高校生の息子を持つ飯舘村の会社員（37歳）は計画的避難を前に途方に暮れている。「これから何を信じて子どもを育てていけばいいのか。影響の有無が五年後、十年後に分かったんじゃ取り返しがつかない」（新聞7）。

2011（平成23）年5月時点において、住民らが被ばくに対する強い恐怖・不安を感じていたことは明らかである。

オ 福島市立の学校や幼稚園95校・園の98%に当たる93校が屋外活動を何らかの形で制限していたことが、福島市教委の5月16日までのまとめで分か

った（新聞8）。

2011（平成23）年4月に引き続き、同年5月時点においても、政府は住民らの安全・安心を確保する実効的な措置を取ることができず、政府の失態に厳しい批判がなされていた。

一審被告東京電力の主張する科学的知見なるものよりも、より危険だとする科学的知見が有力に主張されていたのが、同年5月時点である。

仙台市立小学校の大多数に当たる96校が、修学旅行先を当初予定されていた会津若松市から別の場所に変更していたことが判明したのは、5月2日のことであり（新聞3）、福島県内の観光業が回復する見込みも全く立っていない時期であると言わざるを得ない。

## （2）2011（平成23）年6月

ア 2011（平成23）年6月の新聞報道（新聞10乃至新聞12）からは、自主的避難等対象区域内の放射線量測定が本格化し、行政主催の放射線に関する勉強会が開催され始め、住民らの切実な要求として地域の除染が求められていた時期であることが分かる。

イ 伊達市霊山町などで6月13日、国と市の初の合同線量調査が行われた。6月12日、霊山町の全住民を対象に霊山中央公民館で開かれた放射線に関する勉強会には600人以上が詰め掛け、ロビーにも人があふれたと報道されている（新聞10）。勉強会に参加者が殺到した事実は、住民の被ばくと健康影響に関する関心の高さを示している。

ウ 6月21日、福島市渡利地区の住民が、詳細な放射線量測定及び地区内の除染作業を求めていることが報道されている（新聞11）。放射性物質は、目に見えず、放射線量の高さも測定点ごとに区々であることから、詳細な測定がなされなければ、危険でないと判断することもできず、除染がされなければ、安心・安全に生活を送ることができない。

エ 福島市は、6月24日、全市1118地点の一斉放射線量測定結果を発表し

た（新聞12）。

福島市が、市民に対し、市内の面的な放射能汚染情報を示したのは、この6月24日が初めてのことである。

この調査では、飯野町、渡利地区の一部など計15地点で、政府が避難の目安とする年間積算線量20ミリシーベルトに達する恐れのある毎時3.0マイクロシーベルト以上となった（新聞12）。

福島市渡利の団地内にある公園では、毎時3.83マイクロシーベルトの放射線量が計測されているが、同公園が高線量であることを知らずに、子どもたちを遊ばせていた主婦は、「もう絶対に公園内に子どもを入らせない。学校のように表土除去をしてほしい」と切実に訴えた（新聞12）。

オ 福島県内の主要自治体が、各自治体の住民に対し、各自治体の面的な放射能汚染情報を初めて示したのは以下の時期である。

2011（平成23年）6月、福島市（新聞12）、相馬市（甲C335-1）。

同年7月、二本松市（甲C335-2）、須賀川市（甲C335-3）。

同年8月、郡山市（甲C335-4）、伊達市（甲C335-5）。

同年9月、本宮市（甲C335-6）。

2012（平成24）年2月、白河市（甲C335-7）。

上記各自治体の住民らは、自らが居住する自治体から、面的な放射能汚染情報を示されるまでは、自治体内の放射線量の高低を十分に知ることはできなかった。そのため、住民らは、屋外活動の自粛を余儀なくされたのである。

カ 福島県内の住宅密集地で除染が本格的に開始されたのは、2012（平成24）年2月22日、福島市渡利地区においてである（新聞117）。自主的避難等対象区域の住宅除染は、基本的に同日以降開始となった。

キ 2011（平成23）年6月は、自主的避難等対象区域内の放射線量測定が本格化し、行政主催の放射線に関する勉強会が開催され始めたが、住宅除染の

目途は全く立っていなかった時期である。

住民らは、2011（平成23）年6月までは地区内のどの地点の放射線量がどの程度であるか、把握することができず、放射線量の高い地点には立ち寄らないという被ばく回避の手段をとることができなかつた。放射線量が高い地点であると知らずに被ばくをした者は、事後的に自ら被ばくしたことを知り、健康影響のリスクの高まりに恐怖を覚え、より一層被ばくを回避しなければならぬとの切実な思いを抱くにいたつた。

### （3）2011（平成23）年7月

ア 2011（平成23）年7月の新聞報道（新聞13乃至新聞25）からは、自主的避難等対象区域内に特定避難勧奨地点が存在していることが明らかとなり、汚染肉牛問題で食の安全が脅かされたこと、避難指示等対象区域外の住民の被害実態の詳細が報道され始めた時期であることが分かる。

イ 2011（平成23）年6月30日、伊達市霊山月館4地区113世帯の住居114地点が、特定避難勧奨地点に指定された（新聞14）。

年間20ミリシーベルトを上回る被ばくが推定される特定避難勧奨地点の指定は、近隣住民に恐怖と不安を与えるものであつた。

ウ 政府は、2011（平成23）年7月19日、福島県に対し、県内全域の肉牛出荷停止を指示した。この指示は、放射性セシウムを含む稲わらを与えられた肉牛の出荷が相次いで判明していたこと等を理由とするものである（新聞20）。

本件事故後、屋外に放置されていた餌を家畜に与えないよう農水省が通知したのは3月19日。文書には「稲わら」への具体的な言及はなく、畜産関係者らに徹底されていながつた。初動を鈍らせたのは「稲わらは通常、秋の収穫後に集められ屋内で保管されるので、原発事故の影響を受けにくい」（農水省幹部）との思い込みだ。「東北では春に収穫するのか」。同省幹部は悔やんで見せたが“後の祭り”だつた（新聞20）。

市場に流通している食品は、安全であるものしか流通していないはずであった。しかし、その前提は、汚染牛肉が市場に流通していたことにより崩れ、食の安全が損なわれた。

エ 避難指示区域外の住民の被害実態の詳細が報道され始めた（新聞14、15、16、17、18、19、21、22、24、25）。

避難者、滞在者のいずれの者も、本件事故後、被ばくによる不安を抱え、深刻な日常生活阻害を受けながらの生活を余儀なくされていたのが、実態である。

オ 被ばくと健康影響の科学的知見の乱立が住民の混乱を招いていることについて、専門家は科学的に根拠が確かなことを発言するように努め、その範囲を逸脱して安全性や危険性に言及すべきでないと言明する医学者も存在していた（新聞23）。

被ばくと健康影響について、「専門家がそれぞれにいろんなことを言うので、誰のどの発言を信用してよいのかわからない」というのは、この時期の福島県民の一般的な社会通念であった。

#### （4）2011（平成23）年8月

ア 2011（平成23）年8月の新聞報道（新聞26乃至新聞32）からは、福島県産米の安全性に注目が集まっていた時期であることが分かる。

イ 福島県のコメは全国4位の収穫量を誇り、寒暖差のある気候が、おいしいコメを育ててきた。

2011（平成23）年のコメの作付けは、5月頃に行われたが、その収穫の時まで、福島県産米を食することができるのかどうかは、生産者及び消費者の大きな関心事であり、検査態勢や検査経過についても詳細に報道されていた（新聞26、同27、同29、同31、同32）。

本宮市長屋地区内の農家男性は、10月初旬にコシヒカリを収穫する。実りの秋を心待ちにする時期だが、今年は農作業中も心が沈む。「基準値以上のセシウムが出たら・・・。」不安は尽きず、眠れぬ夜が続く。同人は、原発事故

を引き起こした東京電力と監督責任のある国は十分な賠償を農家に行うべきだと説く。「土に生きる人間の苦しみを、東電役人と国の役人は理解しているのか」（新聞27）。

放射性物質で汚染された田んぼで、安全なコメを収穫することができるかどうかは、収穫後に検査をしてみなければ分からない。今後、農業を自ら続けていくことができるか、後継者が現れるかどうかも分からない。この時期に収穫の喜びを感じることは困難であった。「土に生きる人間の苦しみ」（新聞27）は、深く悲しいものであると言わざるを得ない。

#### (5) 2011（平成23）年9月

ア 2011（平成23）年9月の新聞報道（新聞33乃至新聞50）からは、農林水産業、観光業の壊滅的な被害、8月に引き続き福島県産米の安全性に注目が集まっていたこと、学校行事の中止、水の検査態勢が確立していないこと、医師の退職が相次いでいること等が報道されていた時期であることが分かる。

イ 福島の象徴であるモモに続き、生産量全国3位（2010年度）を誇るナシの販売も苦戦しており、市場価格は前年の半値以下に下落した（新聞47）。

モモとナシの販売不振と価格低迷は、牛肉の放射性セシウム汚染問題が起きて以降、顕著になった（新聞33）。

福島県内の全6漁協は、9月1日以降も操業自粛を続けたままとなっていた（新聞35）。出荷が途絶えた福島県の「海の幸」。長引く操業自粛が漁業者の生活を追い詰め、浜通りの地域経済に暗い影を落としていた（新聞35、36）。

秋の行楽シーズンを控え、福島県内の観光関連産業の落ち込みが止まらない。福島市の土湯温泉では、2011年夏、一般客の利用が大きく落ち込んだ。本件事故前に22軒あった土湯の旅館は16軒となった。二本松市の岳温泉では、老舗2軒が消えた。会津地方や浜通りの温泉地でも、関係者は廃業する旅館・ホテルが現れる事態を懸念している（新聞40）。



いわき市小名浜のアクアマリンふくしまは、9月15日、再オープンから2か月を迎えた。入館者は大きく落ち込み、営業再開からの一か月間の人出は、前年同期より約14万人少ない約6万人だった。

いわき市は、名物のアンコウ料理を振る舞う冬の観光シーズンが控えている。しかし、今年は本件事故による漁船の操業停止で、旅館・ホテルはアンコウをはじめカニ、タラなどを入手できる見通しは立っていない。観光団体関係者は「このままでは、冬場の誘客に向けた新たな戦略を立てることも難しい」と危機感を募らせている（新聞41）。

本件事故以降、福島県の主要な産業である農林水産業及び観光業について壊滅的な被害が発生し続けていたことは明らかである。

ウ 2011（平成23）4月以降の学校の屋外活動の自粛は、同年9月時点においても継続されていた。

二本松市杉田小は、放射線の問題で4月から延期していた運動会の9月開催を夏休み前に断念した。同校は通常の学校生活でも、屋外活動を自粛している。福島市内では、吉井田小を含め9校がスポーツ大会の中止を決めている。郡山市の芳山小は、一学期中に保護者の意見交換を重ね、PTA役員会でスポーツ大会の中止を決めた（新聞39）。

放射性物質の影響は他の行事にも広がっている。当初は5月11日に予定され、秋に延期された福島市小学校鼓笛パレードは、最終的に中止になった。この他、福島県内各地で秋恒例の収穫体験などを取りやめる学校も多い（新聞39）。

エ 水の検査態勢も確立しておらず、住民から水の検査要請が相次いでいた。

南相馬市環境衛生課には、井戸水の水質検査を求める要請が6月頃から増加し続け、9月18日までに3200件を超えた（新聞43）。

白河市は、独自に、家庭用井戸水の放射性物質検査を無償で行うことを決め、9月26日、市水道部で受け付けを始めた。初日から申し込みが殺到し、30

6件に達した（新聞50）。

オ 福島県内医療機関で医師らの退職が相次いでいる。福島県病院協会が初めて行った東日本大震災の影響調査で、回答した54病院の全常勤医の約1割が自主退職するか、自主退職を希望していた。県北、郡山・県中、いわき地区での退職が目立ち、協会は本件事故による放射線問題を理由に県外などに移るケースが多いとみる。同様の理由で産科・小児科の患者も減少しており、医療機関の経営に打撃を与えている。回答病院には県内の病院勤務医約2000人の7割に当たる1442人が震災前に勤務していたが、このうち125人が退職し、14人が退職を希望していた。協会は中通りを中心に家族が放射線の影響を懸念し、やむを得ず避難する医師が多いと分析している（新聞49）。

福島県内の医師の相当数が退職し、退職を希望している事実は、放射線の知識を十分に有すると思われる医師であっても、福島県で安全に生活することが困難であり、職を辞してでも転居したいと思う者が一定数いたことを明らかにしている。

#### **（6）一審被告東京電力の主張に対する反論**

ア 一審被告東京電力は、一審原告らの内心に影響を与え、その意思決定の基礎となった可能性のある事情としては、一審被告東京電力準備書面（1）・第2・9（小括）記載のア乃至コの各事実が認められるべきだと主張しているが、これに適宜反論を加える。

イ 一審被告東京電力は、「イ 本件事故発生当初の時期において、避難指示等対象区域外の居住者においても、今後の本件事故の進展について恐怖や不安を感じることもやむを得ない状況が存在し、また、政府による避難指示の対象とされていない中でも、本件事故以前よりも高い空間放射線量が計測され、それによる健康被害についても不安を感じ、懸念せざるを得ない状況も存在したと考えられること」を主張するが、時期を「本件事故発生当初」と限定しているのは現実に発生した社会的事実と反し、何ら合理性のない主張である。

健康被害について不安を感じ、懸念せざるを得ない客観的状況は、上記（１）（２０１１〔平成２３〕年５月）の社会的事実で主張した内閣官房参与の抗議の辞任や学校の屋外活動制限の基準値が高すぎることの異論が相次いでいた。２０１１（平成２３）年５月、上記（３）（２０１１〔平成２３〕年７月）の社会的事実で主張した放射性セシウムを含む稲わらを与えられた肉牛の出荷が相次いで判明したことに端を発する肉牛出荷停止の指示により食の安全が脅かされた２０１１（平成２３）年７月時点でも続いていた。

ウ 一審被告東京電力は、「ウ 他方で、同時に、本件事故の直後である３月１６日頃から、避難指示等対象区域外における空間放射線量によって直ちに健康影響が生ずるものではなく、今後の推移を見守る必要があるとの専門家の意見が繰り返し地元紙及び全国紙において報道され、専門的な知見に基づき冷静な対応をとることが促されており、避難指示等対象区域外の居住者が避難することが科学的に必要であるという論調は新聞報道において見当たらないこと」を主張している。

しかしながら、原発に詳しい技術評論家桜井淳氏の話として、「政府、東京電力も内部の状況が分かっておらず、既に燃料の大半が解けるメルトダウン（全炉心溶融）が起きている可能性もある。大爆発を起こす危険性があり、大量の放射性物質が飛散すれば、最低でも半径五十キロ圏内の住民を避難させる必要が出てくる。避難には時間がかかる。政府は早く決断すべきだ」と報道され、吉岡齊九州大大学院教授（科学技術史）の話として、「チェルノブイリ、またはそれに準ずる対策が必要だ。三十キロ屋内退避ということだが、百キロ圏、首都圏でも避難を検討すべきではないか。」と報道されていたことを看過した主張である（甲Ｃ３３４・新聞①）。

エ 一審被告東京電力は、「オ ３月下旬以降は本件原発敷地内での汚染水の問題なども報道されているが、避難指示等対象区域外における空間放射線量の状況は３月１６日以降日々報道がなされ、時間の経過とともに大きく低減してい

ることが報じられており、汚染水の問題等の本件原発の敷地内の状況によって避難指示等対象区域外の居住者の生活環境中の放射線量が上昇するという状況にはないこと」を主張している。

たしかに時的経過により、全体的な傾向として放射線量は低減していったが、それはあくまで全体的な傾向であり、局所的に放射線量の高いホットスポットが存在していたことが考慮されていない。

上記（２）（２０１１〔平成２３年〕６月）の社会的事実で主張した福島市の実施した全市１１１８地点の一斉放射線量測定結果において、飯野町、渡利地区の一部など計１５地点で、政府が避難の目安とする年間積算線量２０ミリシーベルトに達する恐れのある毎時３．０マイクロシーベルト以上となったこと、上記（３）（２０１１〔平成２３年〕７月）の社会的事実で主張した伊達市霊山月舘４地区１１３世帯の住居１１４地点が、特定避難勧奨地点に指定されたことから、自主的避難等対象区域内においても政府が避難の目安とする線量を上回る地点が存在していたことが明らかとなっている。

２０１１（平成２３）年中の自主的避難等対象区域内の放射線量の低減は、除染によるものではない。放射性物質の半減期及び風雨等の自然要因による減衰（ウェザリング効果）によってもたらされたものである。このウェザリング効果は、水の溜まりやすい場所や雨樋の下等にホットスポットを作る効果がある。住民からすれば、地域や住宅にホットスポットが存在することから、そうしたホットスポットを避けるという行動制限が発生していた。しかも、放射性物質は、目に見えず五官の作用では感知することができないことから、詳細な測定がなされなければ、自主的避難等対象区域内においてもどこが安全・安心に生活できる場所か把握することはできない。そうした詳細な測定も本件事故から相当長期間経った時期でなければ行われなかったことから、被ばくによる恐怖・不安を長期間にわたり、根強く持ち続けていたのである。

汚染水の海洋放出は、漁業者及び浜通りの観光業者等に甚大な被害を生じさ

せるものである。

オ 一審被告東京電力は、「カ 4月7日には、一部の地域を除き、福島県内の避難指示の対象外の地域において、農家に対する作付け延期要請が解除され、避難指示等対象区域外での農業再開が見込まれる状況になったこと」を主張するが、実態に反する主張である。

本件事故後の農業の壊滅的な被害、肉牛出荷停止問題、コメの「安全宣言」問題の各社会的事実、福島県内の農業が今後継続できないと判断せざるを得ない状況に農家が追い込まれているとしか考えられないほど深刻な被害を明らかにしている。

カ 一審被告東京電力は、「キ 4月19日には文部科学省・厚生労働省より、小・中学校等の校庭・園庭利用の基準として毎時3.8マイクロシーベルトの基準が示され、4月末にかけて学校での屋外活動の制限が概ね解除されたことが報道されていること」を主張しているが、この措置は住民の深刻な危惧感と苦痛を解消するものではなかった。

内閣官房参与の抗議の辞任等もあり、屋外活動制限の基準値の妥当性に大きな疑問が生じていた。学校の屋外活動の自粛は、上記（5）（2011〔平成23〕9月）の社会的事実で主張したとおり、同年9月時点でも継続されていた。

キ 一審被告東京電力は、「ケ 自主的避難等対象区域の空間放射線量は年間20ミリシーベルトを大きく下回る水準で推移しており、そのことは日々報道されており、かつ、時間の経過とともにさらに低減していること」を主張している。

上記エで主張したとおり、自主的避難等対象区域内においても年間20ミリシーベルトに達する恐れのある地点は存在していたのであり、たとえ年間20ミリシーベルトを下回る水準であったとしても、一審原告らに包括的生活利益としての人格権侵害が発生したことはこれまでに主張してきたとおりである。

ク 一審被告東京電力は、「コ 自主的避難等対象区域内では、平成23年3月下旬以降企業等の活動が再開され、4月以降学校の授業が開始されていること」を主張している。

本件事故による日常生活阻害の実態は、例えば、新聞122に表れているとおり、放射能汚染によってそれまでの生活の基盤が破壊され、生命と健康を守るために様々な行動制限を余儀なくされ、生活の質が明らかに低下しているというものである。企業等の活動が再開されても、かかる日常生活阻害の実態が何ら変わらず存在していたという事実が重要である。

さらに、2011（平成23）年4月以降学校の授業が開始されているという点は、本件事故前の学校活動と比較して、屋外活動の制限・自粛、学校行事の中止等、大きく変容している点は、看過することはできない。

ケ 2011（平成23）年3月、4月に引き続き、同年5月以降も、放射線量に関する情報の圧倒的な不足、被ばくと健康影響に関する科学的知見の乱立、食の安全が脅かされる事態の発生、住宅除染が遅々として進まない状況、福島県の主要産業である農林水産業、観光業の壊滅的被害、屋外活動制限の自粛、政府の本件事故対応への批判の高まりは、引き続き存在していた。

そのため、原判決が認定した2011（平成23）年3月、4月の初期の被害実態は少なくとも同年8月まで続いていたのである。

以上